『高齢者住宅経営フォーラム協議会』会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、高齢者住宅経営フォーラム協議会（略称：高経協）と称し、英文では KOKEIKYO 又は The Council of Senior Housing Industry Forum(in Japan)と表記する。

（事務局）

第２条　本会は、事務局を東京都千代田区に置く。事務局は本会の運営に関して取りまとめを行い、会計を担当する。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は、良質な高齢者の住まいの場を提供し、終身にわたり尊厳のある暮らしを支えることによって、国民生活の向上に寄与することを目的として、高齢者住宅の経営において直面する課題に向き合い、解決していくための知見を共有するための会員組織である。会員は、意見交換や親睦の機会を通じて互いに理解を深めて、高齢者住宅事業に研鑽を重ね、役員は、業界全体の発展のために、経営や運営における課題に関する協議や相談ができる場と環境を整備する。

（事業）

第４条　本会は前条の目的を達成するため、高齢者住宅のあるべき将来像を明確にするために、会員相互の意見交換の場として、定例会議を開催する。

(2) 各分野から先進的な取り組みをしている講師を招いての定期的な研究会や、先駆的取り組みをしている高齢者住宅事業の見学会を開催する。

(3) 高齢者住宅経営の質の向上のために課題に対する専門家の知見を共有する機会を設ける。

第３章　会員及び会費

（会員）

第５条　本会の会員に、法人会員と個人会員を設ける。

(2) 法人会員は、良質な高齢者住宅の経営を行っている企業を対象とし、その役員または社員を会員登録することができる。

(3) 個人会員は、高齢者住宅事業を営んでいる者または営んでいた経験のある者を対象とし、個人として会員登録することができる。

(4) 登録会員は、本会の目的に賛同し入会したものとし、定例会議、研究会、委員会等の参加ができるものとする。なお、登録会員以外は、原則としてこれらに参加することが出来ない。

（会員の会費）

第６条　法人会員及び個人会員は、事務局運営費用として、以下の年会費を納入する。

①　法人会員　登録会員２名までにつき、年間 20,000 円
　　３名以上の登録には、１名につき年間 5,000 円を加算

②　個人会員　登録会員１名につき、年間 12,000 円

（入会要件）

第７条　以下の入会要件を満たしている者または満たしていた者は、入会を申し込むことができる。

- 高齢者住宅（施設・居住系を問わない）を運営する事業者またはそのコンサルティングを行う事業者であり、事業実績を有すること
- 終身にわたり、尊厳のある暮らしを支える運営・経営をしていること
- 高齢者住宅の入居者に対して、高品質のケアを提供すべく、サービスの向上、介護技術向上のために、職員の育成・研修に力を入れていること
- 入居者の人権を守り、プライバシーに配慮した運営をしていること
- 良質な高齢者住宅の普及に努め、消費者への情報開示を積極的に行っていること
- 老人福祉法・介護保険法・高齢者住まい法など法律に違反し、指定取り消し等を受けていないこと
- 高経協運営（委員会、定例会議等）に積極的に参加すること

（入会申請）

第８条　入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入して入会を申請するものとし、役員会にて承認を受けた後に、入会することができるものとする。

（退会）

第９条　会員が退会するときは、退会届を事務局に提出するものとする。

(2) 前項の規定及び第 11 条により会員が会員資格を喪失した場合でも、会費は 返還されないものとする。

（会員の義務）

第 10 条 会員は所定の参加費を納入する義務を有する。

（資格喪失）

第 11 条 年会費、参加費を１年以上滞納したときには、会員の資格を失う。

（除名）

第 12 条 会員及び登録会員が本会の名誉を傷付け、または本会の目的に反する行為をしたときは、登録会員の過半数の賛同によって除名することができる。

第 4 章　協賛会員及び会費

（協賛会員）

第 13 条 本会の活動に賛同する高齢者住宅産業に関わる者は、会員の推薦並びに役員会の承認を得て協賛会員となり、その役員または社員を協力会員登録したうえで、自社の商品やサービスを会員に紹介、販売をすることができる。

ただし、商品やサービスの販売にあたっては、その安全性や品質を当会は保証しない。

（協賛会員の会費）

第 14 条 協賛会員は、事務局運営費用として、以下の年会費を納入する。

登録協賛会員 2 名までにつき、年間 20,000 円

3 名以上の登録には、1 名につき年間 5,000 円を加算

（協賛会員の申請）

第 15 条 協賛会員となることを希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入して協賛を申請するものとし、役員会にて承認を受けた後に、協賛会員となることができるものとする。

（その他）

第 16 条 協賛会員には、会員に対する規定である第 9 条から第 12 条を準用する。

第 5 章　役員

（役員）

第 17 条 本会に次の役員を置く。

- 代表世話人　1 名
- 世話人　若干名
- 監査役　1 名
- 事務局　1 名

（役員の任務）

第 18 条 代表世話人は本会を代表し、本会の円滑な運営に努める。

(2) 代表世話人は、登録会員の中から互選により決定する。

(3) それ以外の役員は、代表世話人の指名によって決定する。

（役員の任期）

第 19 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（業務の委嘱）

第 20 条 代表世話人は、各事業を遂行するために登録会員の中から有志を選出し、各事業に関する業務を委嘱することが出来る。

(2) 本委嘱には報酬を支払わない。

第 6 章　定例会議

（定例会議の開催）

第 21 条 定例会議は、登録会員が気軽に集い、意見交換と懇親の場として、年に数回開催する。この開催にあたっては別途幹事を定め、会員の持ち回りとする。

第 7 章　会計

（会計）

第 22 条 本会の会計年度は、 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（経費）

第 23 条 本会の経費は、第 6 条の会費及びその他の収入をもって充当する。

（会計報告）

第 24 条 本会の事業報告及び決算は、事務局が作成し、その年度末の会計報告とともに代表世話人、監査役の監査を受け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、定例会議で承認を得なければならない。

第 8 章　補則

（会則の変更）

第 25 条 本会の会則を変更する場合は、定例会議の過半数の賛同を得なければならない。

（委任）

第 26 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、定例会または役員会の議決を経て、別に代表世話人が定める。

付則

（施行期日）

1.　この会則は、2023 年 6 月 9 日から施行する。

（旧会則の廃止）

2.　高齢者住宅経営者連絡協議会会則は、廃止する。